資料４

# 外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務委託
# 企画提案競技審査要領

## １　目的

この審査要領は、外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務委託企画提案競技実施要領に基づき、提出された企画提案の内容を公正かつ適正に審査し、委託候補者を選定するため必要事項を定めるものである。

## ２　審査会

（１）審査の公平性を確保するため、審査会により企画提案の審査を行う。
（２）審査会は、秋田県生活環境部の職員３名による審査員で構成する。
（３）審査会の事務は､秋田県生活環境部環境整備課調整･循環型社会推進チームが行う。

## ３　審査方法

（１）企画提案の審査は、企画提案競技の参加資格を確認された者（以下「提案者」という。)から提出された企画提案書及びオンラインによるプレゼンテーションにより行うものとする。
（２）審査は、別表１の審査シートの審査基準に基づき、審査項目について下表の６段階で審査員が評価し、評価点を付すものとする。

| 評点 | 評　価 |
|---|---|
| 5 | 優れている |
| 4 | やや優れている |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや劣っている |
| 1 | 劣っている |
| 0 | 明らかに劣っている |

（３）審査員が付した評価点に所定の係数を乗じて得た得点の合計点数（以下「総得点」という。）の総合計が最も高い提案者を委託候補者に選定する。
（４）３名の審査員が付した総得点の平均が 60 点未満である場合は、総得点の総合計が最も高い提案者であっても委託候補者に選定しない。
（５）審査員の総得点の総合計が最も高い提案者が複数いた場合は、審査員の合議により委託候補者を選定する。

## ４　審査結果の通知

審査終了後、審査結果を各提案者へ通知する。

附　則

この要領は、令和７年６月５日から施行する。

別表1

# 外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務委託　企画提案審査シート

| 審査員名 | |
|---|---|
| 提案者名 | |

| 審査項目 | 審査基準 | 評価点 | 係数 | 配点 | 得点（評価点×係数） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　業務目的の理解 | | | | | |
| 5点 | 本業務の目的及び内容を理解し、業務の成果として何を求められているか十分に理解できているか。 | 0・1・2・3・4・5 | 1 | 5 | |
| 2　業務の実施方法 | | | | | |
| 45点 | 調査対象となる外食産業店舗の選定方法が明確であるか。 | 0・1・2・3・4・5 | 2 | 10 | |
| | 調査対象となる外食産業店舗を早期に選定できる見込があるか。 | 0・1・2・3・4・5 | 2 | 10 | |
| | ヒアリング項目は具体的にイメージされているか。（外食産業店舗、再資源化処理事業者） | 0・1・2・3・4・5 | 2 | 10 | |
| | 食品廃棄物の組成調査の具体的な手順を理解しているか。 | 0・1・2・3・4・5 | 1 | 5 | |
| | 再資源化に伴う各種のコスト及び$CO_2$削減効果の試算・分析方法について、具体的に示されているか。 | 0・1・2・3・4・5 | 2 | 10 | |
| 3　業務の実施計画、創意・工夫 | | | | | |
| 20点 | 本業務完了までのスケジュールが具体的に示され、実施可能な妥当な内容となっているか。 | 0・1・2・3・4・5 | 2 | 10 | |
| | 本業務の実施にあたり独自の創意・工夫が提案されているか。 | 0・1・2・3・4・5 | 2 | 10 | |
| 4　業務の実施体制、従事者の専門性、類似業務の実績 | | | | | |
| 15点 | 本業務を実施するための十分な従事者又は再委託先が確保されているか。 | 0・1・2・3・4・5 | 1 | 5 | |
| | 本業務の管理者及び従事者は、食品廃棄物の調査に関する専門的な知識・経験があるか。 | 0・1・2・3・4・5 | 1 | 5 | |
| | 過去に、本業務と類似した業務を遂行した実績はあるか。 | 0・1・2・3・4・5 | 1 | 5 | |
| 5　業務実施に要する費用 | | | | | |
| 5点 | 本業務の実施に要する費用について、内訳が明確で、適正な価格により見積もられているか。 | 0・1・2・3・4・5 | 1 | 5 | |
| 6 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組 | | | | | |
| 10点 | 「賃金水準の向上」の取組に関する加点（別表2参照（配点5点）） | | 1 | 5 | |
| | 「女性の活躍推進」の取組に関する加点（別表2参照（配点5点）） | | 1 | 5 | |
| 総　得　点 | | | | | |

＜審査員コメント＞

別表２

## 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

<table>
<tr><td rowspan="2">評価項目</td><td colspan="3">設定区分</td><td colspan="2" rowspan="2">配点</td></tr>
<tr><td>大区分</td><td colspan="2">小区分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">賃金水準の向上</td><td rowspan="3">給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率　※１</td><td colspan="2">1.50％以上</td><td>3</td><td rowspan="4">最大５</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.00％以上</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">3.00％以上</td><td>5</td></tr>
<tr><td>「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表</td><td colspan="2"></td><td>0.5</td></tr>
<tr><td rowspan="9">女性の活躍推進</td><td rowspan="2">一般事業主行動計画の策定・届出</td><td rowspan="2">従業員数 100 人以下の企業</td><td>女活法 ※３</td><td>各 0.25</td><td rowspan="2">最大 0.5</td></tr>
<tr><td>次世代法　※３</td></tr>
<tr><td>えるぼしチャレンジ企業認定　※２</td><td colspan="2"></td><td>1</td><td rowspan="5">最大 3</td></tr>
<tr><td rowspan="4">法令に基づく認定</td><td rowspan="2">女活法 ※３</td><td>えるぼし</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>プラチナえるぼし</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">次世代法※３</td><td>くるみん</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>プラチナくるみん</td><td>2</td></tr>
<tr><td>若者雇用促進法※３</td><td>ユースエール</td><td colspan="2">0.5</td></tr>
<tr><td rowspan="4">秋田県知事表彰の受賞</td><td colspan="2">女性の活躍・両立支援企業表彰　※４</td><td rowspan="4">各 0.5</td><td rowspan="4">最大 1</td></tr>
<tr><td colspan="2">女性の活躍推進企業表彰　※４</td></tr>
<tr><td colspan="2">子ども・子育て支援知事表彰　※４</td></tr>
<tr><td colspan="2">男女共同参画社会づくり表彰</td></tr>
</table>

注１　複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注２　評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注３　評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注４　一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大５点、合計 10 点）により配点を行うものとする。

注５　共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数(小数点以下第３位を四捨五入)により配点を行う。

※１　所得税法第 226 条第１項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式)」により比較する。

※２　「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和４年５月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を１つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※３　女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

※４　「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和７年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。